「流通業務地区」と「流通業務団地」における建築計画について、事前協議をお願いします！

流通業務地区は、都市における流通機能の向上や道路交通の円滑化を図るために定めるもので、札幌市では、白石区と厚別区の一部を「大谷地流通業務地区」として定めています。（下図参照）この地区では、「流通業務市街地の整備に関する法律（以下「流市法」とします。）」により**流通業務に関連する施設以外の設置が規制**されています。

さらに、流通業務地区内に、その中核として特に一体的・計画的に整備すべき区域として、**流通業務団地**を定めており、ここでは流市法や都市計画法により**建設できる施設の種類が限定**されています。

このように、建築できる施設に制限がありますので、流通業務地区及び流通業務団地において施設の建築を計画される場合には、**必ず担当部局と事前協議をお願いします**。

■大谷地流通業務地区・団地の住所

＜大谷地流通業務地区＞ 担当：まちづくり政策局都市計画部都市計画課 （本庁舎５階、電話 211-2506）	**＜大谷地流通業務団地＞** 担当：都市局市街地整備部総務課 （本庁舎７階、電話 211-2582）
白）流通センター３丁目 白）流通センター５丁目 ※右欄に記載する団地の区域以外の住所のみ記載	白）流通センター１丁目～７丁目 厚）厚別中央３条１～２丁目 厚）厚別中央４条２丁目 厚）厚別中央５条１丁目
上記の住所のうち、一部だけが流通業務地区・団地になっている所もあります。 詳細は、都市計画課の窓口や札幌市地図情報サービスにてご確認ください。	

■区域図（※令和元年８月 31 日付で区域が変更となりました。）

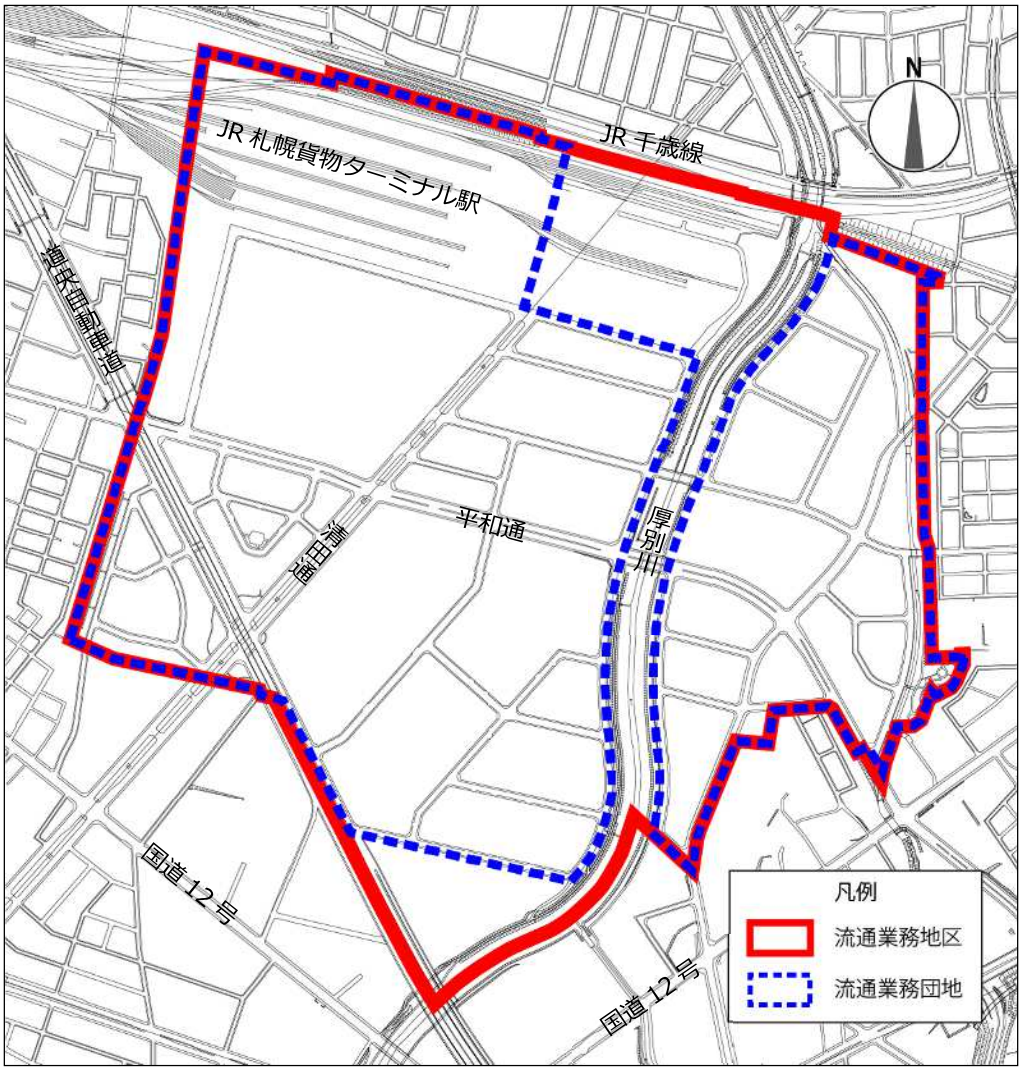

流通業務団地　計画図

S=1/10,000

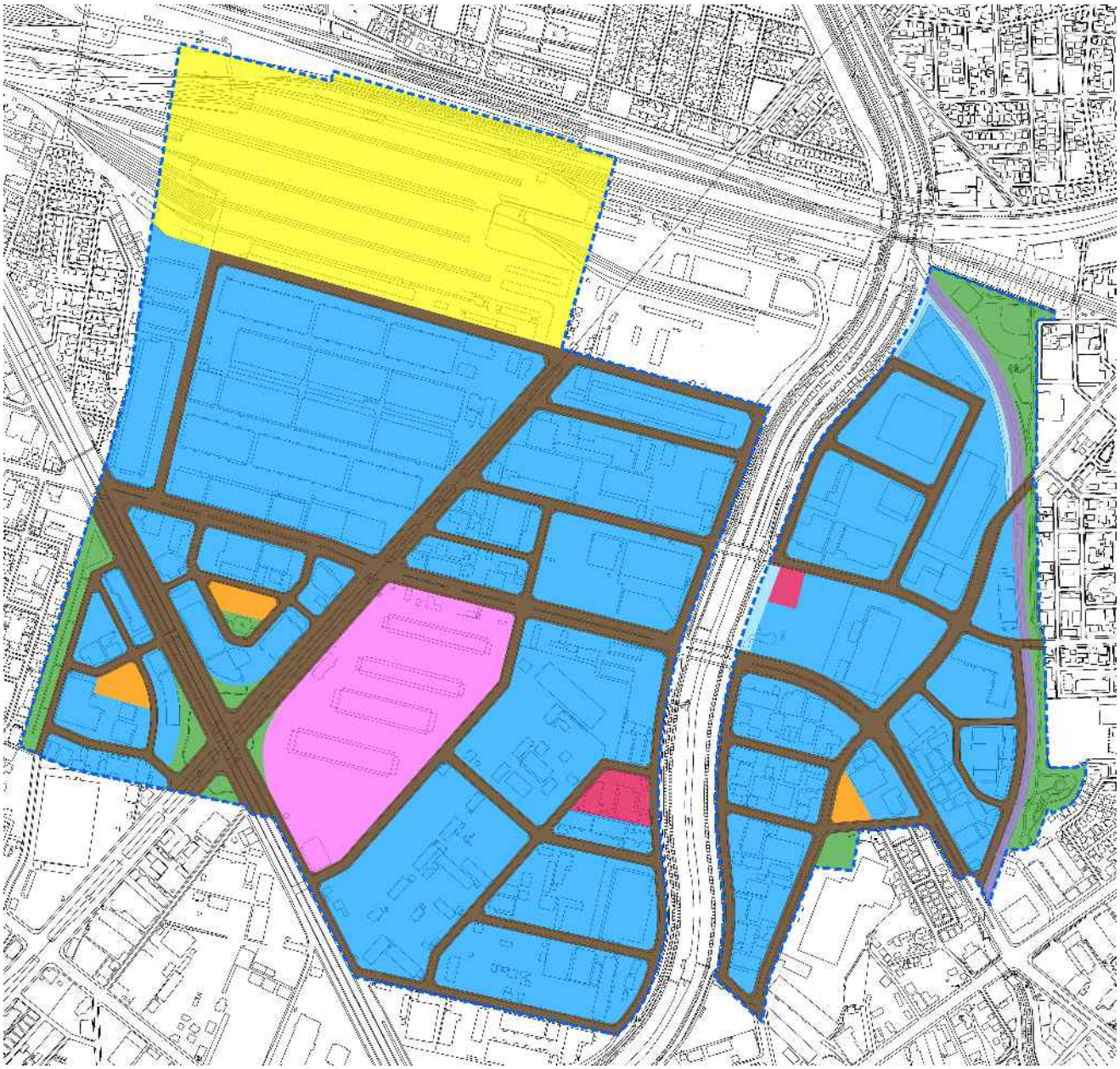

凡　例

- 流通業務団地
- トラックターミナル
- 鉄道の貨物駅
- 流通業務の用に供する施設
- 公益的施設
- 公共施設（道路）
- 公共施設（公園・緑地）
- 公共施設（駐車場）
- 公共施設（河川）
- 公共施設（下水道）

札幌圏都市計画流通業務団地　変更箇所位置図



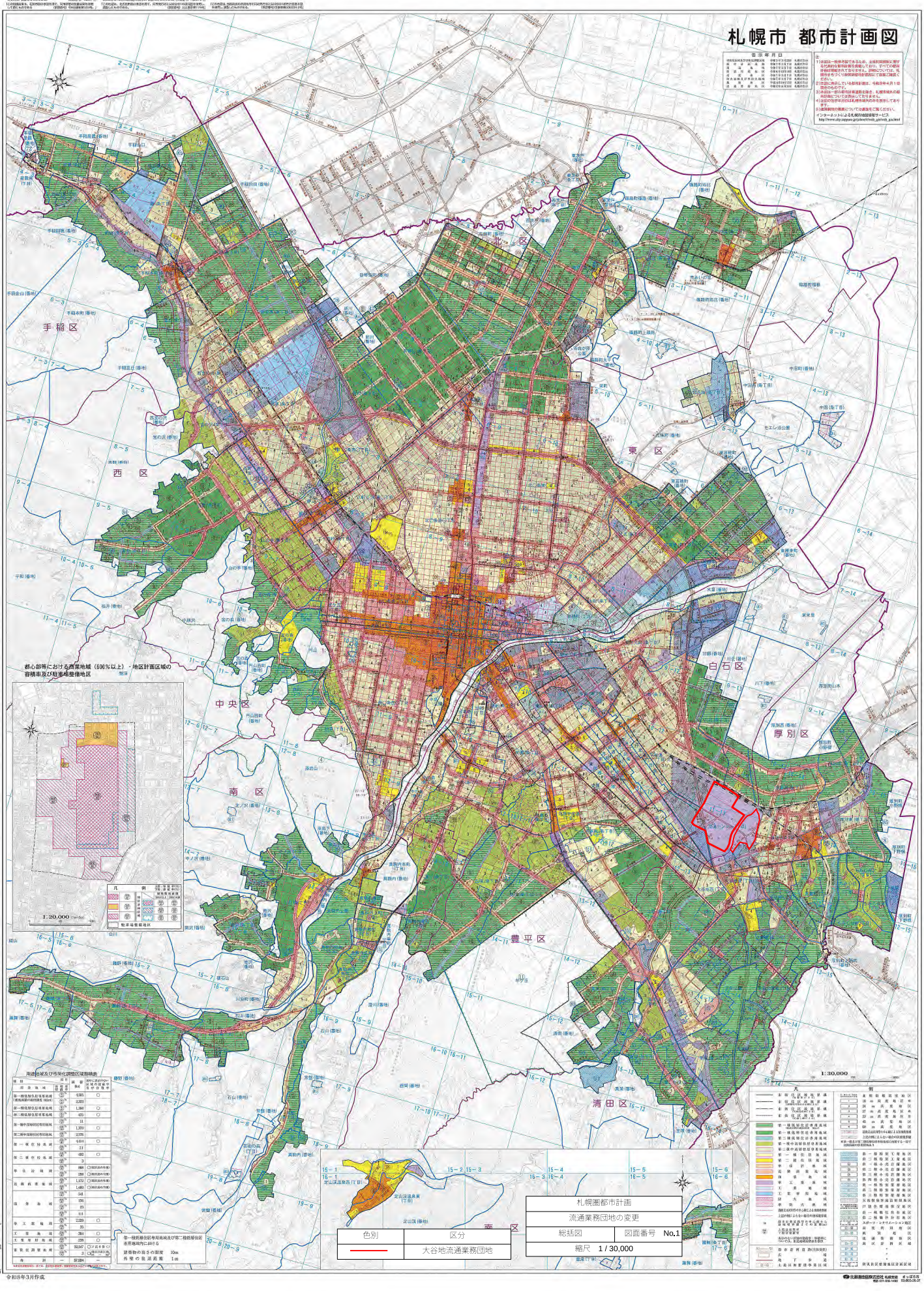
札幌市 都市計画図
都心部等における商業地域（600%以上）・地区計画区域の容積率及び駐車場整備地区
用途地域及び市街化調整区域指標表
札幌圏都市計画
流通業務団地の変更
総括図
図面番号 No.1
縮尺 1 / 30,000
色別
区分
大谷地流通業務団地
1:30,000
1:20,000
令和8年3月作成